



お知らせ



筑西広域市町村圏事務組合消防本部

住宅用火災警報器等の設置義務

～ 火災予防条例が改正されました～

消防法の改正により **すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付け** され、筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例において設置及び維持の基準が定められました。

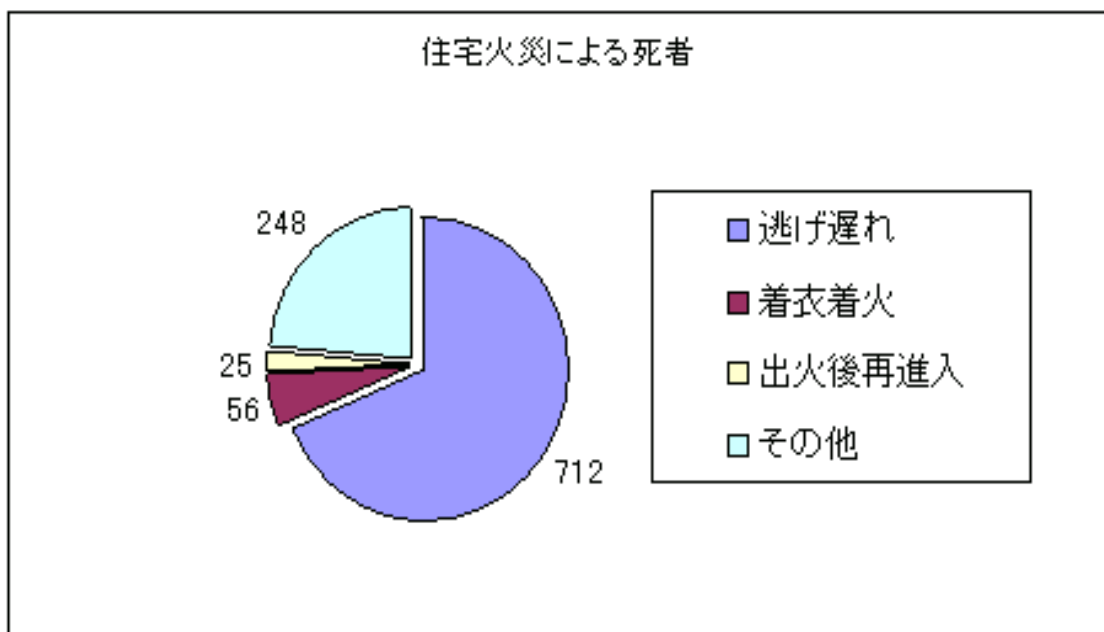
(平成17年11月18日 公布)

【なぜ住宅に「火災警報器」が必要なの？】

住宅火災による死者数が急増しており、平成15年には全国で1,041人(放火自殺者を除く)と昭和61年以来1,000人を超える結果となりました。

このうち、約7割が逃げ遅れによるものとなっています。

また、住宅火災による死者の半数は65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化の進展に伴い死者数の増加が心配されます。



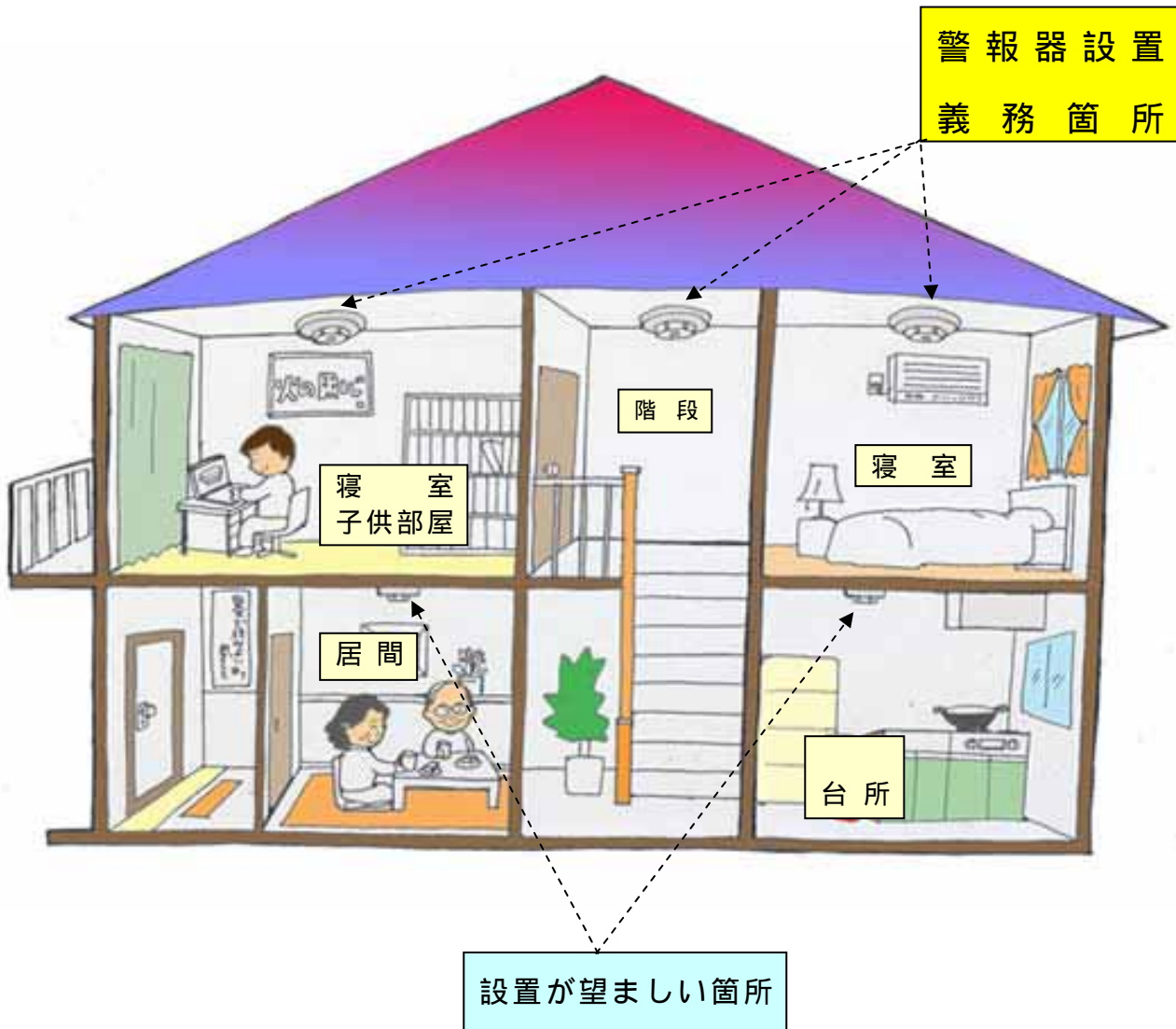
住宅火災による死者(放火自殺者を除く)

1,041人

どこにどの種類を設置するの？

設置場所は、『**寝室・階段**』です。その他の居間・台所にも設置することが望ましく、煙式のものを設置してください。ただし、台所など火災以外の煙を感知して警報を発する恐れがある場所に設ける場合は熱式(定温式)のものとすることができます。

設置例



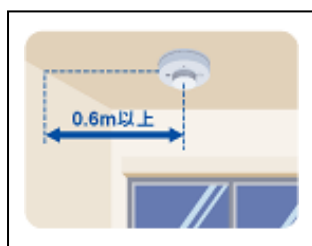
取り付け位置については？

住宅用火災警報器等は、天井や壁に取り付けることとなりますが、具体的には次のように定められています。

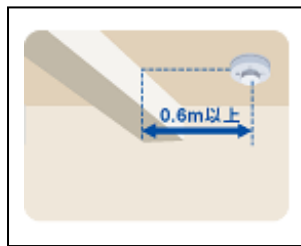


天井取付けの場合

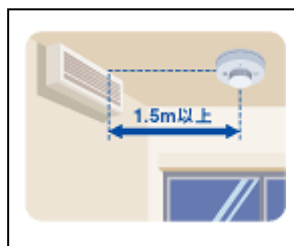
壁掛けの場合



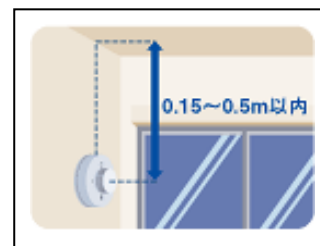
警報器の中心を壁から0.6m以上離して取り付けます。



梁などがある場合は、梁から0.6m以上離して取り付けます。



エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。



警報器の中心が天井から0.15～0.5m以内の位置に取り付けます。

住宅用火災警報器の購入

燃料店・ホームセンター・防災設備店・電気店・電気工事店等で取り扱っています。 (消防署が販売することはありません。)

《購入の目安として次のマークのいずれかが付いているものを選びましょう》

日本消防検定協会鑑定マーク	UL規格適合マーク
<div data-bbox="405 1532 715 1821" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="336 1865 783 1944">日本消防検定協会の鑑定に適合したもの</p>	<div data-bbox="871 1516 1137 1809" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="810 1850 1243 2056">アメリカ合衆国が開発した製品安全性評価規格 (UL217 規格) のうち、2001年10月21日に改定した規格以降の規格に適合し、認証を取得したもの</p>

住宅用火災警報器の奏功事例

事例 1	事例 2
<p>フライを揚げるため中華鍋を火にかけてそのまま、火をつけたことを忘れてしまい入浴し、10分位すると住宅用火災警報器が鳴動したため、火をつけたままであったことを思い出し、台所に行くと中華鍋から炎が上がっていました。初期消火を行い、内壁・天井約8㎡の焼損で消し止めました。</p>	<p>食事の準備のため鍋に火を掛けたまま買い物に出かけたため、鍋が空焚きとなり煙が発生し住宅用火災警報器が鳴動しました。 同じ建物に住む共同住宅の所有者が住宅用火災警報器の音に気づき確認したところ、男性の部屋から白煙が見えたため119番通報しました。</p>

悪質な訪問販売には注意してください！

・不当に高い価格で販売する。

・消防職員を装い販売する。

【 問 い 合 わ せ 先 】

住宅用火災警報器相談室 (フリーダイヤル) 0120 - 565 - 911

住宅用防火対策推進協議会のホームページでも販売店等の詳しい一覧が見られます。 <http://www.jubo.go.jp>

筑西広域市町村圏事務組合消防本部 予防課 0296 - 24 - 4589 (直通)

- ・筑西消防署 0296 - 24 - 4504
- ・結城消防署 0296 - 32 - 5145
- ・関城分署 0296 - 37 - 2444
- ・桜川消防署 0296 - 75 - 3592
- ・明野分署 0296 - 52 - 1581
- ・真壁分署 0296 - 55 - 2403
- ・協和分署 0296 - 57 - 3479
- ・大和分署 0296 - 58 - 6851